

令和6年度第6回農業委員会総会議事録

開会月日	令和6年9月25日(水)	開議の時刻	午前10時25分			
場 所	市総合会館4階 ホールB	閉議の時刻	午前11時24分			
議 長	東松山市農業委員会 会長 久保田 節子					
委員の出席状況						
農業委員	席次番号	氏 名	摘 要	席次番号	氏 名	摘 要
	1	荒川 光明	出 席	7	鹿田 明	欠 席
	2	須長 則明	〃	8	島田 安三	出 席
	3	高橋 満康	〃	9	関根 文男	〃
	4	山下 正行	〃	10	松本 禮子	〃
	5	杉浦 勉	〃	11	久保田 節子	〃
	6	藤野 香織	〃			
農地利用最適化推進委員	担当地区	氏 名	摘 要	担当地区	氏 名	摘 要
	松 山	加藤 周二	出 席	高 坂	加島 隆久	出 席
		武川 美江	〃		栗原 啓一	〃
	大 岡	神庭 善夫	〃		高橋 仟治	〃
		小山 貞雄	〃	野 本	今井 淳一	〃
		中島 勇	〃		大塚 春夫	〃
	小澤 謙一	〃	奥泉 隆		〃	
	唐 子	戸井田 貞義	〃		小峰 進	〃
		長谷部 高治	〃			
	議題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件</li> <li>・その他</li> </ul>				
公開・非公開の別	公開					
傍聴者数	(会議を公開した場合) 0人					
非公開の理由	(会議を非公開にした場合)					
議 事 参 与 者						
事務局	氏 名	摘 要				
事務局長	横田 信行	出 席				
副主幹	荒能 豊	〃				
主 任	福島 誠	〃				

議 案	議 事 顛 末	
<p>議案第 1 号 農地所有適格法人の要件確認の件</p> <p>議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件</p>	1 開 会	<p>会長職務代理は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を宣言する。</p>
	2 議事録署名委員の選任について	<p>議長は署名委員に下記 2 名を選任し、全員これに同意する。</p> <p>3 番 高橋 満康 委員    4 番 山下 正行 委員</p>
	3 議 事	<p>議案第 1 号 農地所有適格法人の要件確認の件について</p> <p>1 番の申請について</p> <p>議長は事務局に説明を求める。</p> <p>事務局から、本件はこの次の議案第 2 号において、新規法人より農地法第 3 条による所有権の移転の申出があったため、その法人が農地所有適格法人の要件を満たしているか審査するものである旨の説明がなされた。</p> <p>さらに事務局から、提出された要件確認書より、農地法第 2 条第 3 項に規定される農地所有適格法人の 4 要件である法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしている旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>1 番の申請について</p> <p>藤野委員は議事参与の制限に該当するので、本議案の議決に参加しなかった。</p> <p>大岡地区・高橋委員より、1 番の申請について、大字大谷在住の申請人（受人）より、大字石橋在住の申請人（渡人）が、大字大谷地内に所有する農地（畑 1 筆）を、受人は自宅に隣接しており、自家消費の野菜を作るため、渡人は高齢になり管理できなくなったため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人は現在所有農地・借受農地はないが、取得後適正に耕作する予定であることや、年間の従事日数が 150 日を超えることを申請書類等から確認していて、許可相当であるとの報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p>

2 番の申請について

荒川委員は議事参与の制限に該当するので、本議案の議決に参加しなかった。

唐子地区・松本委員より、2 番の申請について、大字石橋在住の申請人（受人）より、大字石橋在住の申請人（渡人）が、大字石橋地内に所有する農地（田 4 筆）を、受人は経営規模拡大のため、渡人は経営規模縮小のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

3 番の申請について

高坂地区・山下委員より、3 番の申請について、大字毛塚在住の申請人（受人）より、大字毛塚在住の申請人（渡人）が、大字毛塚地内に所有する農地（畑 1 筆）を、受人は自己所有農地に隣接しており、一体利用により効率化を図るため、渡人は小面積であり、費用対効果が望めないため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

4 番の申請について

野本地区・関根委員より、4 番の申請について、大字上野本に所在する申請人としての法人（受人）より、大字上野本在住の申請人（渡人）が、大字上野本地内に所有する農地（田 1 筆）を、受人は安定した農業経営に取り組むため、渡人は高齢手不足で農業経営縮小のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人は現在所有農地・借受農地はないが、取得後適正に耕作する予定であることや、年間の従事日数が 150 日を超えることを申請書類等から確認していて、許可相当であるとの報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

議案第 3 号  
農地法第 5 条  
の規定による  
許可申請承認  
の件

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件について

1 番の申請について

松山地区・須長委員より、1 番の申請について、坂戸市在住の申請人（受人）より、比企郡滑川町在住の申請人（渡人）外 1 名が、松山町 2 丁目地内に所有する農地（畑 3 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

2 番の申請について

松山地区・須長委員より、2 番の申請について、川越市在住の申請人（受人）より、入間郡三芳町在住の申請人（渡人）外 1 名が、松山町 2 丁目地内に所有する農地（畑 1 筆）を、専用住宅（自己用住宅）に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、専用住宅（自己用住宅）の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

3 番の申請について

高坂地区・山下委員より、3 番の申請について、大字高坂在住の申請人（受人）より、鶴ヶ島市在住の申請人（渡人）が、大字西本宿地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

4 番の申請について

野本地区・関根委員より、4 番の申請について、さいたま

<p>案第 4 号 農用地利用集積事業による 利用権設定承認の件</p> <p>議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の件</p>	<p>市在住の申請人（受人）より、熊谷市在住の申請人（渡人）が、大字上野本地内に所有する農地（畑 2 筆）を、自己用住宅に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、自己用住宅の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>5 番の申請について</p> <p>野本地区・杉浦委員より、5 番の申請について、大字柏崎在住の申請人（受人）より、大字柏崎在住の申請人（渡人）が、大字柏崎地内に所有する農地（畑 1 筆）を、農家住宅建築のため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、農家住宅建築の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>島田委員より、この転用計画について、農地以外の土地について教えてほしい、との発言がなされた。</p> <p>事務局より、この計画は既存の農家住宅の建て替えであり、現在接道がないため進入路に当たる部分を農地転用するものである旨の説明がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>議案第 4 号 農用地利用集積事業による利用権設定承認の件について</p> <p>議長は事務局に説明を求め、事務局から市の告示決定に先立ち承認を求められている件である旨、また利用権設定の申し出内容が経営面積、従事日数など改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨の説明が行われる。</p> <p>内容審議の結果、35 筆の利用権設定を承認した。</p> <p>議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画（案）の件について</p> <p>議長は市農政課に説明を求め、市農政課から「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に基づき、農地</p>
---	--

<p>報告事案 農業委員会会長専決規定による農地法に基づく届出報告の件</p>	<p>中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用集積等促進計画案」の作成を求められたため、同第 19 条第 3 項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨の説明が行われる。</p> <p>議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」として、これを承認した。</p> <p>事務局報告案件 議長は事務局に説明を求める。</p> <p>農地法第 4 条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、1 件を確認する。</p> <p>農地法第 5 条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、5 件を確認する。</p> <p>農地改良届出報告の件 事務局から説明が行われ、2 件を確認する。</p> <p>農地所有適格法人の報告の件 事務局から説明が行われ、2 件を確認する。</p> <p>事務局より、解除条件付貸借を適用している法人のうち、先月報告書が未提出である旨の説明をした法人について、今月も未提出である旨の報告がなされた。</p> <p>島田委員より、農地所有適格法人でも報告書が未提出のものがあるが、提出期限後を過ぎ一定期間が経ったら文書勧告を行うなど、対応のマニュアルを作成したほうがいいのでは、との提案がなされた。</p> <p>久保田会長より、報告書の提出にかなりの遅延がある法人があるので、罰則を適用するか検討するべきでは、との意見がなされた。</p> <p>島田委員より、いきなり報告書未提出の過料 30 万円を課する罰則を適用するのではなく、段階に応じた対応のマニュアルを検討すべき、との意見がなされた。</p>
<p>その他</p>	<p>農業委員会総会の開催について 次回開催日 令和 6 年 10 月 25 日（金） 午前 10 時 20 分～</p> <p>会 場 市総合会館 3 階 303 会議室 午前 11 時 24 分議長は今回上程した議案について審議を終了した旨を告げ、令和 6 年度第 6 回総会を閉じた。</p>

以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和6年10月25日

議長 久保田 節子

委員 高橋 満康

委員 山下 正行